

## 給与システム 平成 27 年版(Ver.15.20)のリリースの予定

平成 28 年 1 月以降に使用する給与所得の源泉徴収票および退職所得の源泉徴収票の様式が確定したことに伴い、平成 27 年版 (Ver.15.20) リリース予定についてご連絡いたします。  
なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

給与システム平成 27 年版 (Ver.15.10) は年末調整に対応したプログラムです。平成 27 年の年末調整は、Ver.15.10 をご利用ください。  
給与システム Ver.15.20 は、平成 28 年 1 月以降に退職した従業員に給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票を交付する場合に必要となります。  
※平成 28 年分の年末調整は、2016 年 11 月に対応する予定です。よって、[年末調整] → [給与支払報告書/源泉徴収票] は、新様式に対応していません。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期
3. システムの対応内容

### 1. 発行プログラム

次のプログラムの発行を予定しています。

#### 1-1.発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	バージョンアップ対象
給与・法定調書 R4	Ver.15.20	Ver.14.10、Ver.14.11、Ver.14.20 Ver.14.10.e1・e2・e3・e4 Ver.14.11.e1・e2・e3・e4 Ver.14.20.e1・e2・e3・e4 Ver.15.10、Ver.15.10.e1
給与・法定調書顧問 R4		
給与応援 R4 Premium		
給与応援 R4 Lite		Ver.14.10、Ver.14.11、Ver.14.20 Ver.15.10
法定調書顧問 R4		Ver.14.10、Ver.14.11、Ver.14.12 Ver.14.10.e1・e2・e3 Ver.14.11.e1・e2・e3 Ver.14.12.e1・e2・e3 Ver.15.10

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末数分の [ネットワーク基本ライセンスクライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※給与・法定調書 R4 と給与・法定調書顧問 R4 は同一コンピューターでは共存できません。  
※給与応援 R4 Lite は 1 ユーザーで使用する製品です。

※旧システム Ver.H27.10 以降で使用中の 27 年度以降のデータがコンバート対象です。コンバートを行う環境には、既存システムの上記対象バージョンがセットアップされている必要があります。

## 2. リリース時期

### 2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開（予定）

2015年12月7日（月）

### 2-2. マイページのダウンロード公開（予定）

2015年12月7日（月）

### 2-3. オプションのCD保守契約の場合（送品開始予定日）

・全システム 2016年1月12日（火）

### 2-4. 個人番号一括収集システムについて

給与 R4 シリーズのセットアッププログラム（マイページ/CD）に、個人番号一括収集システムのセットアッププログラムもあわせてご提供します。

※ダウンロードマネージャに個人番号一括収集システムは含まれません。

### 2-5. 電子申告プログラムについて

給与システム Ver.15.20 用電子申告プログラムは Ver.15.10 用でご案内した内容と同様です。

※配当の支払調書のマイナンバー対応は Ver.e2（法定調書顧問 R4 は e1）で対応する予定です。

## 3. システムの対応内容

平成28年1月以降に使用する給与所得の源泉徴収票および退職所得の源泉徴収票の様式が国税庁のホームページに公開されました。

◆源泉徴収事務・法定調書作成事務における社会保障・税番号制度の概要（マイナンバーが始まります）を掲載しました。（平成27年10月30日）

[http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/gensen\\_gaiyo.pdf](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/gensen_gaiyo.pdf)

◆事前の情報提供分（法定調書関係）に給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票の確定様式を掲載しました。（平成27年10月30日）

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jizenjyoho/hotei/index.htm#a01>

### 3-1. 給与所得の源泉徴収票/退職者用（法定調書顧問R4 除く）

平成28年分以降のデータで [入退社] タブ→ [ (所) 給与所得の源泉徴収票/退職者用 ]（給与応援 R4 Lite は [年末調整] タブ→ [ (所) 給与所得の源泉徴収票/退職者用 ]）を選択すると、新様式で印刷されるよう対応します。

※ [ (所) 給与所得の源泉徴収票/退職者用 ] は、「年末調整の使用方法：通常年末調整」の場合のみ、処理できる機能です。

主な対応内容は次の通りです。

項目	税務署提出用	受給者交付用
支払を受ける者	個人番号の印刷に対応します。(印刷画面で「個人番号の印刷：印刷する」を選択した場合のみ)	個人番号は印刷しません。
控除対象配偶者の有無等	「有」「従有」「老人」の*印字を○印字に変更します。	
非居住者である親族の数	配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者の方がいる場合には、その人数を印字します。 ※従業員情報の「家族」、年末調整／一覧入力の「家族情報・扶養」で配偶者・扶養親族の非居住者チェックができるようになります。 (年末調整／一覧入力 Ver.15.10 で対応済み)	
住宅借入金等特別控除適用数	年末調整／一覧入力の「控除適用数」を連動します。	
住宅借入金等特別控除可能額	「住宅借入金等特別控除額」>「算出所得税額」のとき、「住宅借入金等特別控除額」が印字されます。	
居住開始年月日(1回目)	年末調整／一覧入力の「居住開始日」を連動します。	
居住開始年月日(2回目)	年末調整／一覧入力の「居住開始日(2回目)」を連動します。	
住宅借入金等特別控除区分(1回目)	年末調整／一覧入力の「控除の種類」から連動して、住／認／増／震を印字します。 ※当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合の「(特)」には対応しておりません。(次回年度改版で対応予定) 該当する場合は、摘要欄に上書入力願います。	
住宅借入金等特別控除区分(2回目)	年末調整／一覧入力の「控除の種類(2回目)」から連動して、住／認／増／震を印字します。 ※当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合の「(特)」には対応しておりません。(次回年度改版で対応予定) 該当する場合は、摘要欄に上書入力願います。	
住宅借入金等年末残高(1回目)	年末調整／一覧入力の「年末残高」を連動します。	
住宅借入金等年末残高(2回目)	年末調整／一覧入力の「年末残高(2回目)」を連動します。	
国民年金保険料等の金額	年末調整／一覧入力の「(うち国民年金等)」を連動します。	
控除対象配偶者の各欄	個人番号の印刷に対応します。(印刷画面で「個人番号の印刷：印刷する」を選択した場合のみ)	個人番号は印刷しません。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養控除の対象となる配偶者の氏名を印字します。</li> <li>※配偶者特別控除の対象となる配偶者は印字しません。</li> <li>・控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を記載します。</li> </ul> ※フリガナ印字には対応しません。(次回年度改版で対応予定)	
控除対象扶養親族の各欄	個人番号の印刷に対応します。(印刷画面で「個人番号の印刷：印刷する」を選択した場合のみ)	個人番号は印刷しません。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養控除の対象となる扶養親族の氏名を印字します。</li> <li>・控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を記載します。</li> </ul> ※フリガナ印字には対応しません。(次回年度改版で対応予定)	

項目	税務署提出用	受給者交付用
16 歳未満の扶養親族の各欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16 歳未満の扶養親族の氏名を印字します。</li> <li>・ 16 歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。</li> </ul> <p>※フリガナ印字には対応しません。（次回年度改版で対応予定）</p>	
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記、「住宅借入金等特別控除可能額」～「16 歳未満の扶養親族の各欄」に記載される内容は摘要欄に連動されません。</li> <li>・ 控除対象扶養親族又は 16 歳未満の扶養親族が 5 人以上いる場合には、5 人目以降の控除対象扶養親族又は 16 歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「備考」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにします。また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は 16 歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を付記します。</li> </ul> <p>(1)16 歳未満の扶養親族の場合、氏名の後に「(年少)」と付記します。  (2)控除対象扶養親族又は 16 歳未満の扶養親族が非居住者の場合、氏名の後に「(非居住者)」と付記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者特別控除の対象となる配偶者についても、氏名の前に括弧書きの数字を付し、氏名及び配偶者特別控除の対象である旨(配特)を付記し、非居住者である場合にはその旨(非居住者)も付記します。  (例) 給与の支払を受ける方に(1)配偶者特別控除の対象となる配偶者、(2)5 人目の控除対象扶養親族、(3)5 人目の非居住者である 16 歳未満の扶養親族がいる場合  (1)国税藤子(配特) (2)国税春男 (3)国税夏男(年少)(非居住者)</li> </ul> <p>その他については、従来の摘要欄の記載と同様です。</p>	
備考	控除対象扶養親族が 5 人以上いる場合には、5 人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載します。この場合、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにします。 (印刷画面で「個人番号の印刷：印刷する」を選択した場合のみ)	個人番号は印刷しません。
支払者	個人番号又は法人番号の印刷に対応します。(個人番号は、印刷画面で「個人番号の印刷：印刷する」を選択した場合のみ)	個人番号又は法人番号は印刷しません。

※給与所得の源泉徴収票画面に項目は追加されません。従来の項目表示のままとなります。  
※[年末調整]タブ→[給与支払報告書(源泉徴収票)]は新様式に対応しません。[(所)給与所得の源泉徴収票/退職者用]で処理をした後、[給与支払報告書(源泉徴収票)]で源泉徴収票を印刷すると、正しく印刷することができません。  
[(所)給与所得の源泉徴収票/退職者用]で処理をした従業員については、[(所)給与所得の源泉徴収票/退職者用]で源泉徴収票を印刷するようにしてください。

### 3-2.退職所得の源泉徴収票（給与応援R4 Lite除く）

平成 28 年分以降のデータで[入退社]タブ→[(所)退職所得の源泉徴収票]を選択すると、新様式で印刷されるよう対応します。  
税務署提出用では、支払を受ける者の個人番号、支払者の個人番号又は法人番号の印刷に対応します。(個人番号は、印刷画面で「個人番号の印刷：印刷する」を選択した場合のみ)

以上、よろしくお願ひします